



深浦漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付し、承認を受けなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域において、竿釣以外の漁具・漁法によって遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期 間
あゆ	1月1日から3月31日まで及び7月1日から12月31日まで
やまめ	4月1日から9月30日まで
いわな	4月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
吾妻川河口から東股沢合流点（二又）にいたる間の吾妻川本流の区域及び東股沢合流点（二又）から吾妻川第1号堰堤にいたる間の東股沢の本支流の区域	1月1日から 12月31日まで



(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

名 称	全 長
あ ゆ	10センチメートル
や ま め	15センチメートル
い わ な	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、50円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
あゆ、やまめ、いわな	竿 釣	1日 400円
		1年 2,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

深浦漁業協同組合事務所（西津軽郡深浦町大字深浦字浜町364番地2）

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

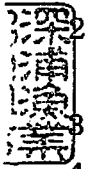
2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚 種	漁具・漁法	遊漁料（1年）
全 魚 種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円
溪 流 魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円

BR 2015



前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行なうものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会（十和田市元町東四丁目1番15号）

- 2 第2項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、産卵場として組合が指示する区域内における川底をかくはんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

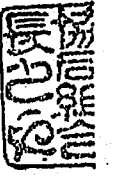
（漁場監視員）

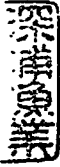
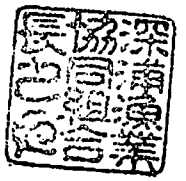
第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。



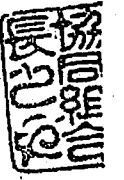


遊漁承認証

表

裏

<p>NO.</p> <p>遊漁承認証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">遊 漁 者</td> <td style="width: 90%;">(住 所)</td> </tr> <tr> <td>(氏 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(年齢) 才</td> </tr> </table> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">漁具漁法</td> <td>竿 釣</td> </tr> <tr> <td>遊漁区域</td> <td>吾妻川 (南股沢)</td> </tr> <tr> <td>遊漁料</td> <td>日券 400円 年券 2,000円</td> </tr> <tr> <td>発行者</td> <td>深浦漁業協同組合 印</td> </tr> </table>	遊 漁 者	(住 所)	(氏 名)		(年齢) 才	漁具漁法	竿 釣	遊漁区域	吾妻川 (南股沢)	遊漁料	日券 400円 年券 2,000円	発行者	深浦漁業協同組合 印	<p style="text-align: center;"><u>注意事項</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この証を他人に貸与してはならない。 2 遊漁者は遊漁をする場合には、この証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、この証を提示しなければならない。 3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 4 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 5 川底をかくはんしてはならない。 6 吾妻川河口から東股沢合流点 (二又) いたる間の吾妻川本流の区域及び東股沢合流点 (二又) から吾妻川第1号堰堤にいたる間の東股沢の本支流の区域においては遊漁してはならない。 7 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。
遊 漁 者		(住 所)												
	(氏 名)													
	(年齢) 才													
漁具漁法	竿 釣													
遊漁区域	吾妻川 (南股沢)													
遊漁料	日券 400円 年券 2,000円													
発行者	深浦漁業協同組合 印													





別記様式第2号

全魚種券

<表>

(全魚種券)

西暦 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 ㊟ TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(溪流魚券)

西暦 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
溪流魚	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 溪流魚 ●遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 ㊟ TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・溪流魚券共通)

県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	溪流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(雌卵のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記魚種からアユが除く
遊漁料	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの遊漁料は青森県内水面漁業協同組合のきまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川(十和田湖、大笹子川(除却)、扇川上流(除却)を除く)及び湖沼(十和田湖)内水面(除却)を除く。また、県内水面漁業協同組合規程各漁協の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域を除く。	
漁具・漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁協主催の大会等の特別イベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外に使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他 詳しいことは「遊漁手帳」を参照下さい。

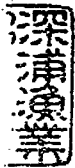
POSTWORLD
1992



漁場監視員証

表

裏



<p>NO.</p> <p>漁場監視員証</p> <p>下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。</p> <table border="1"><tr><td>氏名</td><td>(年令 才)</td></tr><tr><td colspan="2">住所</td></tr></table> <p>有効期間</p> <p>発行者 深浦漁業協同組合 印</p>	氏名	(年令 才)	住所		<p><u>注意事項</u></p> <p>1 監視の際は、この証を携帯しなければならない。</p>
氏名	(年令 才)				
住所					